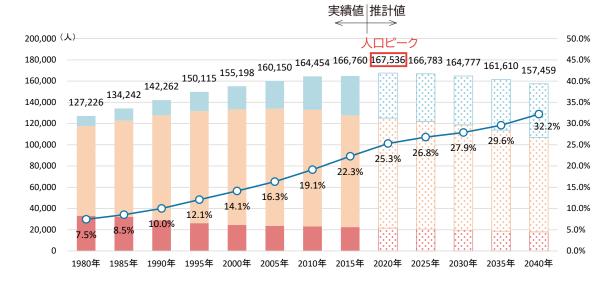




人口減少や高齢化に対応したまちづくりの取組が求められています

全国的に人口減少・少子高齢化の進む中、小山市では人口増加が進み、発展を続けてきました。 しかし、近い将来人口は減少に転じ、少子高齢化の進展も予測されています。

人口減少や高齢化が進むと、医療、商業などの都市機能や公共交通の維持が困難となり、これまでのような暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念されます。



15~64歳(生産年齢人口)

✓ 人口が減ったり、高齢化が進ん だりする中で、まちがこのまま だとどんなことが起きるの?

■ 0~14歳(年少人口)

◆駅やバス路線沿いの人口が減ってしまうと・・・ 電車やバスを使う人が減り、運行本数が減ってし まうかもしれません。自動車の運転ができなくなって しまってからは、お出かけが不便になってしまいます。

-----高齢化率

65歳以上(高齢者人口)

◆まちなかの人口が減ってしまうと・・・ まちなかは駐車場や空き地が目立ちはじ めて、人通りの少ないにぎわいのないまち になるかもしれません。



◆まちなかの人口が減ってしまうと・・・ 駅近に住んで、歩いて保育園に送り迎え したり、買い物に行ったり、そんな生活が できなくなるかもしれません。



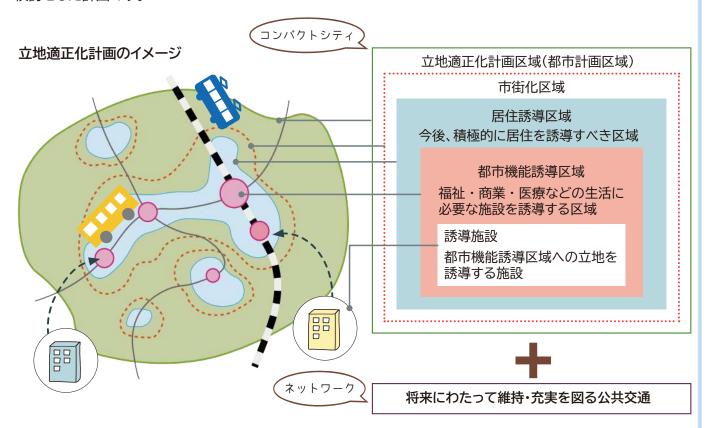
◆市全体の人口が減ってしまうと・・・ 税収が低下して、学校や公園などの都市施設の 管理・維持が難しくなってしまいます。近くの スーパーやコンビニなど、利用していた施設がなく なったら、不便になってしまうかもしれません。



これらの課題に対応した、効率的で 持続可能なまちづくりを進めるため、 立地適正化計画を策定しました。

立地適正化計画とは?

人口減少や高齢化が進展する中でも、医療・福祉・商業施設や居住等がまとまって立地し、多世代の 住民が公共交通により生活利便施設等に円滑に移動できる「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまち づくりを進めるべく、都市全体の観点からまちづくりに係る様々な関係施策と連携を図りながら総合的な 検討をした計画です。



計画の概要

位置づけ

対象区域

目標年次

都市計画区域(小山市全域)

都市計画区域マスタープラン 第7次小山市総合計画

小山市

都市計画マスタープラン

立地適正化計画

· 公共交通

関連する計画

· 公共施設

・医療・福祉

・住宅

・防災

都市計画マスタープランの -部とみなされます

居住誘導区域:

都市機能誘導区域を定めると…

支援措置が活用できるようになります!

2040年

中心部へ子育て施設や商業施設、病院や学校、 スーパー等の都市機能や居住を誘導すること で、計画に位置付けた都市機能の整備に国の 補助金を活用できます。

事前届け出が必要になります!

誘導区域外で一定規模以上の開発・建築行為を する場合などには市への届出が必要となります。



都市構造上の特性



これからも快適に安心して暮らすた めには小山市の強みを活かしつつ、 弱みを克服するまちづくりが必要だね

たとえば・・・

車がなくても暮らせる 環境があるといいなあ



強み

●充実した交通インフラ

- ・国道4号をはじめとする幹線道路が通り、JR東北新幹線、宇都宮線、水戸線、両毛線が乗り入れる近隣県を含めた広域的な交通の要衝
- ・鉄道 + バスの人口カバー率は95.5%と市域のほぼ全域をカバー

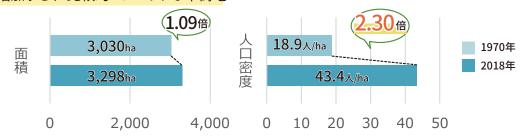
●他市と比較して緩やかな人口減少

・人口は2020年をピークに減少に転じると推計されるものの 他市よりも減少傾向は緩やか



●コンパクトな市街地形成

・1970 年以降、市街化区域面積はほぼ拡大しておらず、これまでの計画的な市街地整備により人口 密度は年々増加する、比較的コンパクトな市街地



●本市の経済活力を支える工業

・立地利便性や公共交通網での良好なアクセス環境等により市内に10か所の工業団地が整備されるなど北関東でも有数の工業都市として発展

駅周辺の空き家が 有効活用されると いいな

弱み

●小山駅・間々田駅周辺における空家・未利用地の散在

・鉄道駅周辺に多くの空き家や未利用地が発生していることから まちなかの魅力の低下や環境・景観の悪化等が懸念

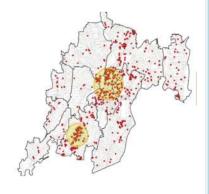
●高い自動車利用率

・交通手段の分担率は自家用車が約7割と自動車利用率が高い交通体系

●人口減少による市街地内の低密度化の懸念

・市の中心地である鉄道駅周辺で人口減少の低下が見込まれ、まちなかの魅力、地域活力の低下が懸念

・人口密度の低下に伴う各種施設の撤退、公共交通サービス水準の維持が困難となり生活利便性の低下が懸念



まちなかにいろいろな 施設やお店が集まって いると便利だわ

小山市が目指すまちづくりの方針

まちづくりの方針

毎なかべの居住と 都市機能の誘導

- ・本市の中心市街地である小山駅 周辺の生活空間の充実と、求 心力を高める都市機能の誘導
- ・各地域の拠点での、日常生活に 必要な、都市機能の集積・維持

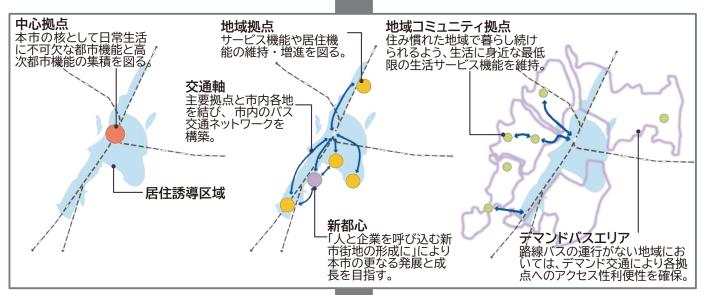
移住。定住人口増加にむけた快適な住環境の形成

- ・市街地内の人口や都市機能が集 積するエリアへ居住を誘導し生活 利便性を持続的に確保
- ・多世代の多様なニーズに対応した 住環境を形成

公共交通ネットワークの

・小山駅を中心に多方面にアクセス しやすい公共交通の充実による誰 もが快適に移動できる交通環境の 形成

拠点とネットワーク



区域

都市機能誘導区域

鉄道駅を中心として施設の充実やにぎわいの創出を図るため、中心拠点(小山駅周辺)と地域拠点(間々田駅周辺)に設定します。

居住誘導区域

居住誘導区域の設定は、①人口密度の維持、②生活利便性の確保、③災害に 考慮した安全安心なまちづくり、④本市の経済活力の維持を基本方針として設 定します。

交通の要衝としてのアドバンテージを最大限に生かした 住みたい・住み続けたいと思われる 魅力ある環境づくり



目指すべき都市の骨格構造

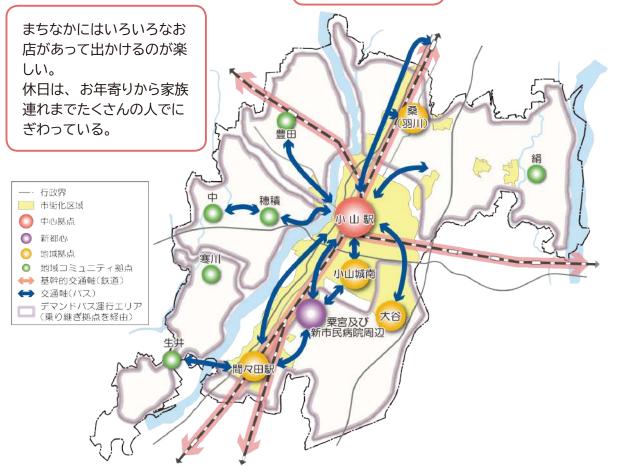
こんなまちの実現化を図ります



バスを使えば郵便局 や最寄りの駅まで行 きやすい。

最近では、バス利用 者も増えてきたよう で、減便の心配は なさそうだ。





駅の近くの保育園に子どもを預けて出勤。 帰りは保育園へのお迎えついでに駅前の スーパーに寄ることができるから便利。

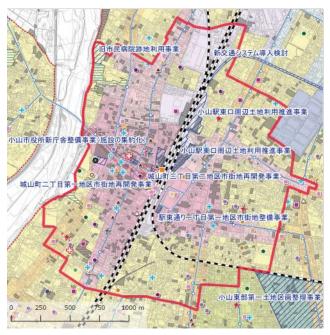


近くにスーパーやコンビニがある。目的 の施設が近くになくても、バスやデマン ドタクシーを使えば行くことができる。



都市機能誘導区域・誘導施設

小山駅周辺都市機能誘導区域



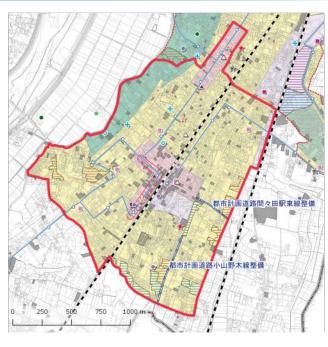
【拠点形成の方向性】

- ●商業・医療・行政・文化等の多様な都市機能の 集約と維持により本市の核となる拠点を形成
- ●小山駅東口周辺の大規模低未利用地活用による高 次・広域的な都市機能の誘導

【誘導施設】

16K4F	+/-=⊓.
機能	施設
文化	文化ホール、コンベンションセンター、図書館、美 術館・博物館、スポーツ施設
子育て	子育て支援センター、保育所、幼稚園、認定こど も園、子育て支援施設(乳幼児一時預かり施設・ こども送迎センター)
商業	ショッピングセンター、スーパーマーケット
教育	小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各 種学校
金融	銀行
医療	病院、診療所
高齢者福祉	高齢者サポートセンター、(地域包括支援センター)、 訪問系施設、通所系施設、短期入所系施設、小規 模多機能施設
行政	市役所

間々田駅周辺都市機能誘導区域



【拠点形成の方向性】

●生活利便施設等の集約と充実により、地域住民の日 常の生活を支えるサービス拠点を形成し、地域の中 心的な役割を担う拠点を形成

【誘導施設】

機能	施設
文化	美術館・博物館
子育て	保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援施設(乳 幼児一時預かり施設・子ども送迎センター)
商業	スーパーマーケット
教育	専修学校、各種学校
金融	銀行
医療	診療所
高齢者 福祉	高齢者サポートセンター(地域包括支援センター)、 訪問系施設、通所系施設、短期入所施設、小規 模多機能施設

都市機能誘導区域 行政区域 市街化区域 具体的な計画・事業第一種中高層住居専用地域

用途地域

第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域

第一種住居地域 第二種住居地域

第二種中高層住居専用地域

準住居地域 近隣商業地域

準工業地域

工業地域 工業専用地域 商業地域



居住誘導区域

本市では、1970年以降市街化区域面積は、ほぼ拡大しておらず、これまでの土地区画整理事業などによる市街地整備を計画的に行ってきたことにより、人口密度は年々増加傾向にあり、すでにコンパクトな市街地が形成されていることから、現在の居住環境の維持を目的として、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害(特別)警戒区域、工業専用地域を除く市街化区域に設定します。

居住誘導区域の設定基準

具体的な区域は、市街化区域全域を基本として以下に示すフローを確認した上で設定します。

居住を誘導すべき区域(いずれかの条件に該当する区域)



鉄道駅 **半径 800 m** 半

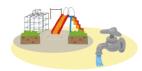


・一程度の人口が集積している区域

・拠点へのアクセス性が良い区域



・各種都市機能が集積している区域 商業施設、医療施設半径800mと介護福 祉施設半径1000mをすべて満たす区域



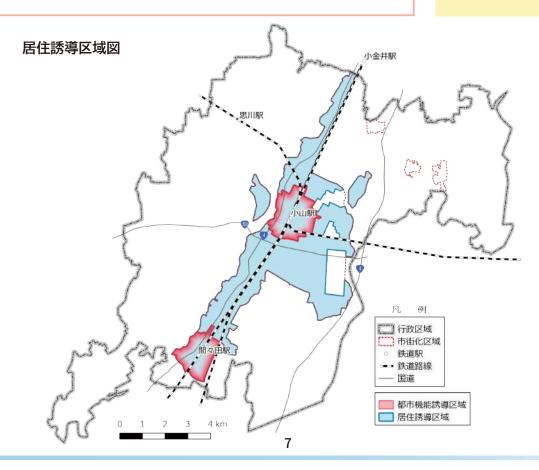
・都市基盤整備が図られている区域 上下水道整備区域、都市公園 など

居住を除外すべき区域

- · 急傾斜地崩壊危険区域
- · 土砂災害特別警戒区域
- ・土砂災害警戒区域
- ・工業専用地域



居住誘導区域の設定



目指すまちづくりを実現するために

誘導施策

都市機能誘導・拠点形成に関する主な施策

- ●広域的な来訪を見込めるような魅力ある本市の "顔づくり"(小山駅周辺)
- ・小山駅東側の大規模低未利用地への複合施設導入に向けた土地利用の検討、城山(祇園城)公園再整備事業 など

●街なか居住の推進

・小山駅周辺を中心とした市街地再開発事業の推進、街なか居住推進事業 など

●日常生活を快適に過ごせる拠点づくり

・間々田駅周辺:都市再生整備計画事業の推進、桑(羽川): 羽川大沼周辺地区整備事業 など



城山(祇園城)公園再整備事業イメージ



「東京建物が準備組合に提示した 再開発後のイメージ図」(東京建物提供)



居住誘導に関する主な施策

●人と企業を呼び込む施策の推進

・間々田駅周辺:都市再生整備計画事業の推進、 桑(羽川):羽川大沼周辺地区整備事業 など

●スポンジ化対策

・空家・空き地の利活用に向けた制度の活用検討など

●安全安心な住環境の整備

- ・河川整備事業、ハザードマップの周知、避難体制の強化など
- ●市街化調整区域における自然と調和したゆとりある住環境の形成
- ・小学校跡地等利活用、渡良瀬遊水地エコミュージアム 化事業 など

●利便性の高い公共交通環境の維持と拠点 へのアクセス性向上

- ・ダイヤ改正や経路変更による利用環境の向上 など
- ●誰もが安心・快適に移動できる交通環境 の構築
- ・パーク・サイクル&バスライドなどの整備 など

●自家用車以外への交通手段の転換

- ・小山市自動車道整備事業、交通バリアフリー化推進事業、シェアサイクルの利用促進など
- ●公共交通のさらなる充実に向けた検討
- ・粟宮新都心整備事業(駅設置検討)など



計画の実現に向けて

目標指標の設定

立地適正化計画では、おおむね 5 年ごとに施策・事業の実施状況の調査及び分析評価を行い、計画の 進捗や妥当性等を精査・検討することが望ましいとされています。計画の進捗・達成状況を分析するため、 まちづくりの方針ごとに目標指標と目標を達成することにより期待される効果を設定します。

●定量的な目標

方針1 まちなか(都市機能誘導区域内)の居住人口の増加

	基準値	目標値	
	(2015年)	短期(2025年)	長期(2040年)
小山駅周辺	52 人/ha	55人/ha以上	60人/ha以上
間々田駅周辺	34 人/ha	36人/ha以上	40 人/ha以上

方針2 居住誘導区域内の人口密度の維持

基準値	目標値		
(2015年)	短期(2025年)	長期(2040年)	
43 人/ha	43 人/ha以上		

方針3 コミュニティバスの利用者数の増加

基準値	目標値		
(2017年)	短期(2025年)	長期(2040年)	
660,009人	873,000人	1,000,000人	

●期待される効果

指標	基準値	目標 短期 (2025年)	票値 長期 (2040年)		
小山駅周辺の 歩行者数の 増加	2,479人	2,620人	2,860⋏		
15-49歳の 社会増加数の 維持	150人	150人以上			
住宅地の地価 公示平均価格 の維持	43,404 円/㎡	43,404円/㎡以上			
小山駅周辺都 市機能誘導区 域内の空き地 面積の減少	37.2ha	35.3ha 以下	33.0ha 以下		

進行管理

計画の運用にあたっては、PDCA サイクルの考え方に基づき、施策の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえながら、上位計画との整合を図りつつ、必要に応じて計画や施策の見直しを行います。



届出制度

都市機能誘導区域外での誘導施設の整備や都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止の動き、居住誘 導区域外における住宅開発の動きを把握するため、次の行為を行う場合、行為着手の30日前までに届 出が必要となります。

都市機能誘導区域外における届出

開発行為 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

建築等 行為

誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合

建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合

建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

都市機能誘導区域内における届出

都市機能誘導区域内で誘導施設となっている既存施設を休止または廃止する場合

居住誘導区域外における届出

開発行為

3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000 ㎡以上の規模のもの

届出必要

(例) 3戸の開発行為

届出必要

(例) 1,300 m、

1戸の開発行為

届出不要

(例) 800 m₃、

2 戸の開発行為

建築等 行為

3戸以上の住宅を新築しようとする場合

建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

(例) 3戸の建築行為

届出必要



(例) 1戸の建築行為

届出不要

小山市立地適正化計画

発行:2020. 1. 6

小山市 都市整備部 都市計画課

〒323-8686 小山市中央町1-1-1

TEL: 0285-22-9203 FAX: 0285-22-9685

E-mail:d-tokei@city.oyama.tochigi.jp

